

第3節 全体構想

1. 都市づくりの基本理念と将来都市像

新居浜市都市計画マスターPLANでは、第五次新居浜市長期総合計画*と整合を図りながら見直しを行い、その基本理念と将来都市像を次のように定めます。

(1) 基本理念

◆基本理念

～これまでの新居浜～

本市は元来、農漁村でしたが、元禄4年（1691）の別子銅山の開坑以来、300年以上の長きにわたり、住友関連企業群を中心として四国屈指の工業都市として発展してきました。

現在では、東予地域の中心都市、あるいは愛媛県における拠点都市としての役割を担い、産業構造の高度化を進めてきた結果、テレコムプラザ、えひめ東予産業創造センター、東部工業団地等の施設が充実してきました。また、歴史・文化施設である別子銅山記念館、愛媛県総合科学博物館、マイントピア別子や、レクリエーション施設であるマリンパーク新居浜等をはじめ多くの施設が充実してきました。さらには、JR新居浜駅周辺地区や国道11号新居浜バイパス等の都市整備を進めてきました。

しかし一方で、“都市機能、生活機能が分断された都市構造”、“公共交通や道路渋滞などの交通問題”、“産業の空洞化や今後の成長力への懸念”というまちの弱みを抱えています。

また、昨今の本市を取り巻く社会・経済情勢をみると、人口減少・少子高齢化の本格化、経済のグローバル化と地域経済の低迷、地球規模で取り組む環境対策、大規模災害の多発と安全・安心への希求、地方分権時代の到来と役割分担などがあり、これらの課題に対応する視点でのまちづくりの展開が求められています。

今後の本市の都市づくりの視点は次のようになると考えられます。

■新居浜市の都市づくりの視点

- 市民の生活や暮らしを重視するとともに、地域固有の別子銅山等の歴史・文化や自然を尊重していくまちづくり
- 本市の独自性を有する機能の強化による都市の魅力を向上させるまちづくり
- まちの安全性の確保や大規模災害に備えたまちづくり
- 既存ストックの保全と活用や連携、役割分担を図った効率的なまちづくり
- 都市づくりを支えていくための市民、団体、事業者、行政の協働によるまちづくり

～これからの新居浜～

- 「生活重視」 ●「歴史・文化や自然の尊重」 ●「産業強化」 ●「安全性の充実」

このようなことから、今後は自然を見直し保全・回復する機能や新しい文化と生活様式を創造する機能、新産業を創造していく機能を兼ね備えた独自性と多様性のあるまちづくり、高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で暮らしやすい生活環境の形成、さらには大規模災害等に強いまちづくりが求められています。

本市では、本市固有の恵まれた自然、これまで育まれてきた別子銅山の近代化産業遺産*に代表される歴史や文化等の風土が人々の生活の中で息づき、市民の自由な生活活動を支えるとともに、本市独自の個性が光る

『 ゆとりと豊かさにあふれ、
活力と魅力のあるきらりと光るまち 』

を目指していきます。

(2) 将来都市像

都市の将来像は、この基本理念を踏まえつつ、第五次新居浜市長期総合計画*に定める「あかがねのまち」「笑顔輝く」「産業・環境共生都市」都市を目指し、

－あかがねのまち、笑顔輝く－ **産業・環境共生都市**

と定めます。

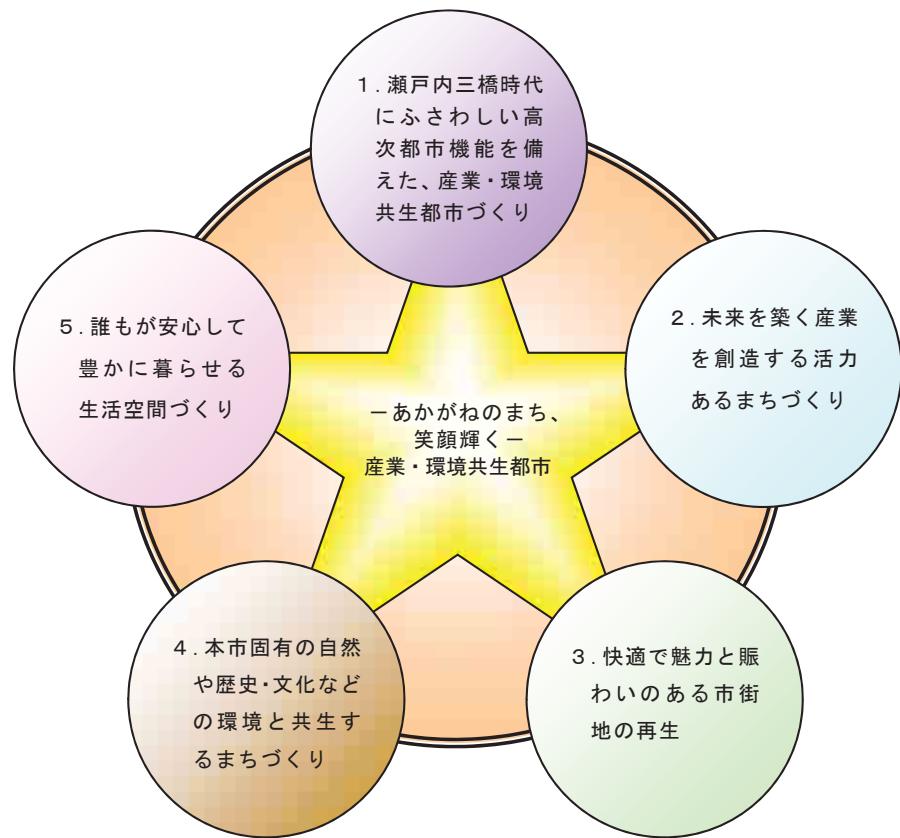
□新居浜市都市計画マスターplanの愛称

さらに、新居浜市都市計画マスターplanの愛称名を『**ヨートプラン21**』とし、市民、団体、事業者、行政が一体となり、次世代に引き継ぐ、21世紀の道標となるまちづくりとします。



2. 基本目標

基本理念と将来都市像を踏まえ、まちの将来像を実現するために都市づくりの基本目標を下の図のように定めます。



(1) 瀬戸内三橋時代にふさわしい高次都市機能*を備えた産業・環境共生都市づくり

安全で安心して生活でき、産業と豊かな自然環境、快適な生活環境が共生し続けるため、また、しまなみ海道や瀬戸大橋へのアクセスがスムーズな広域的立地条件、都市生活の広域化及び人口減少時代の到来を視野に入れ、広域的な観点から都市間の連携、機能分担を考慮した上で、既存のテレコムプラザをはじめ、総合文化施設、商業・業務施設、都心居住・福祉施設などの各種機能を備えた高次な都市施設の集積を目指します。

さらには、継続性と双方向性のある交流・連携機能の整備・拡充に努めるなど産業・環境共生都市の形成を目指します。

(2) 未来を築く産業を創造する活力あるまちづくり

これまで取り組んできた産業集積の実績を生かしながら、今後も鉄道、道路、港湾集積の交通アクセス*や高度情報通信基盤をはじめとする産業基盤の整備・充実に努めるとともに、新たな活力となる企業誘致・立地を促進するため工業拠点の整備を目指します。

また、本市固有の自然、歴史・文化や観光などの資源の保全と活用を図るとともに、新

第3節 全体構想

たな出会いとにぎわいのある商・遊機能の充実や新居浜ブランドとなる特産品の開発により、広域的な連携を図りながら、観光関連産業と地域の振興に寄与する交流人口の増加を目指します。

さらには、産業的観点から高齢者や女性等の社会参加の機会の創出を目指します。

(3) 快適で魅力と賑わいのある市街地の再生

少子高齢社会の本格化と人々が暮らしに求める価値観の多様化、その一方、深刻化する地球環境、財政的な制約等の問題への対応のため、持続可能な都市づくりが求められています。

今後のまちづくりにおいては、本市が合併により形成してきたことを踏まえ、都市拠点における高次都市機能^{*}の集積と地域拠点における身近な生活機能の集約を図るとともに、地域コミュニティ^{*}の維持・保全を図り、地域連携が確保された集約型の都市構造の実現を目指します。

そのためには、既成市街地における優先的な都市施設の整備や都市拠点等への基幹公共公益施設の集約、公共交通ネットワークの整備など、快適で魅力ある市街地環境の形成を目指します。

(4) 本市固有の自然や歴史・文化などの環境と共生するまちづくり

燧灘^{ひうち}、国領川、大島、丘陵地、赤石山系や銅山川など本市の恵まれた水と緑の自然環境の保全を行うとともに、市民の環境教育・環境学習や保健・休養の場としての活用を目指します。

これまで育まってきた歴史・文化を尊重し、太鼓祭りなどの伝統的なまつりや別子銅山開坑以来の近代化産業遺産^{*}などの保存・活用等に努め、郷土の文化に誇りと愛着をもてるまちづくりを目指します。

また、市民の生活環境や地球環境への関心の高まりから、環境への負荷の少ない社会を目指し、ごみの減量化、リサイクル、地球温暖化などへの対策を進め、地球環境にやさしい循環型のまちづくりを目指します。

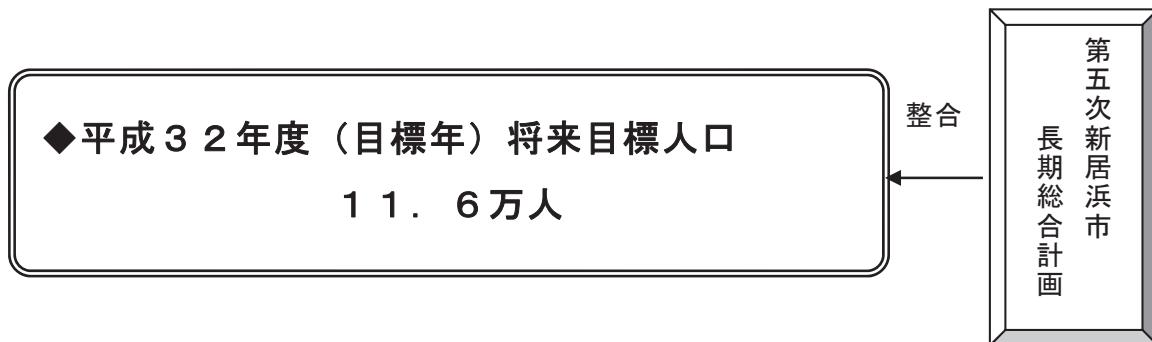
(5) 誰もが安心して豊かに暮らせる生活空間づくり

市民の誰もが安全で安心して暮らせるよう、都市の安全性の向上を図るとともに、地震や津波、台風や大雨による浸水、土砂災害などの災害に強いまちづくりを目指します。

高齢者や障がい者を含めた誰もが利用しやすいように、建物、道路、公園、交通機関など様々な施設の福祉的環境整備（バリアフリー^{*}）を進め、市民、団体、事業者、行政が一体となった総合的な福祉のまちづくりを目指します。また、環境保全、防災、福祉など、まちづくりの多様な場において協働によるまちづくりを目指します。

3. 将来フレーム（将来目標人口）の設定

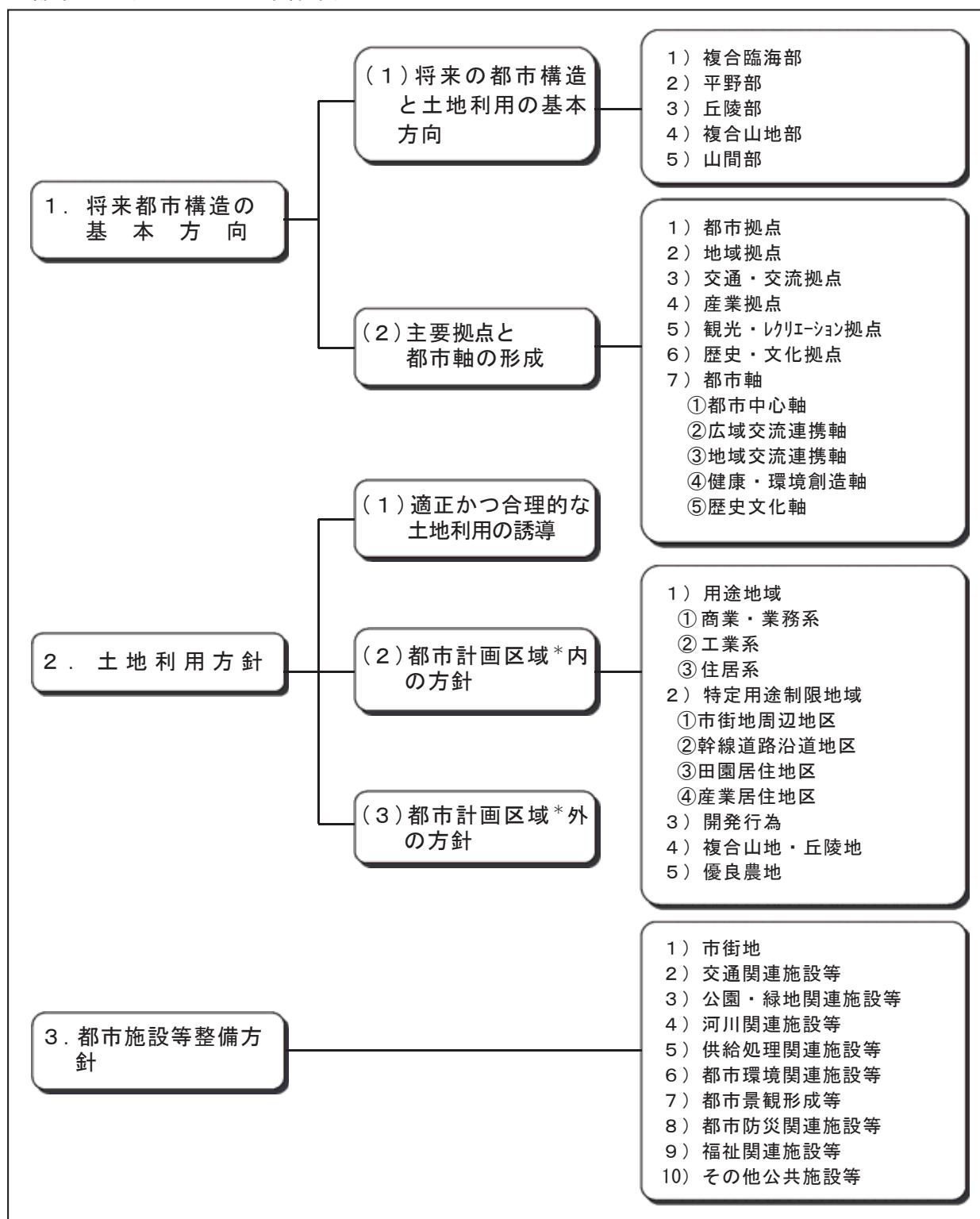
計画期間の目標年度となる平成32年度（2020年度）における将来目標人口は、第五次新居浜市長期総合計画*との整合を図り11.6万人とします。



4. 都市づくりの基本的な方向

本市における都市づくりの基本理念と将来都市像、基本目標に基づき、将来都市構造を次に示します。

■都市づくりにおける基本体系図

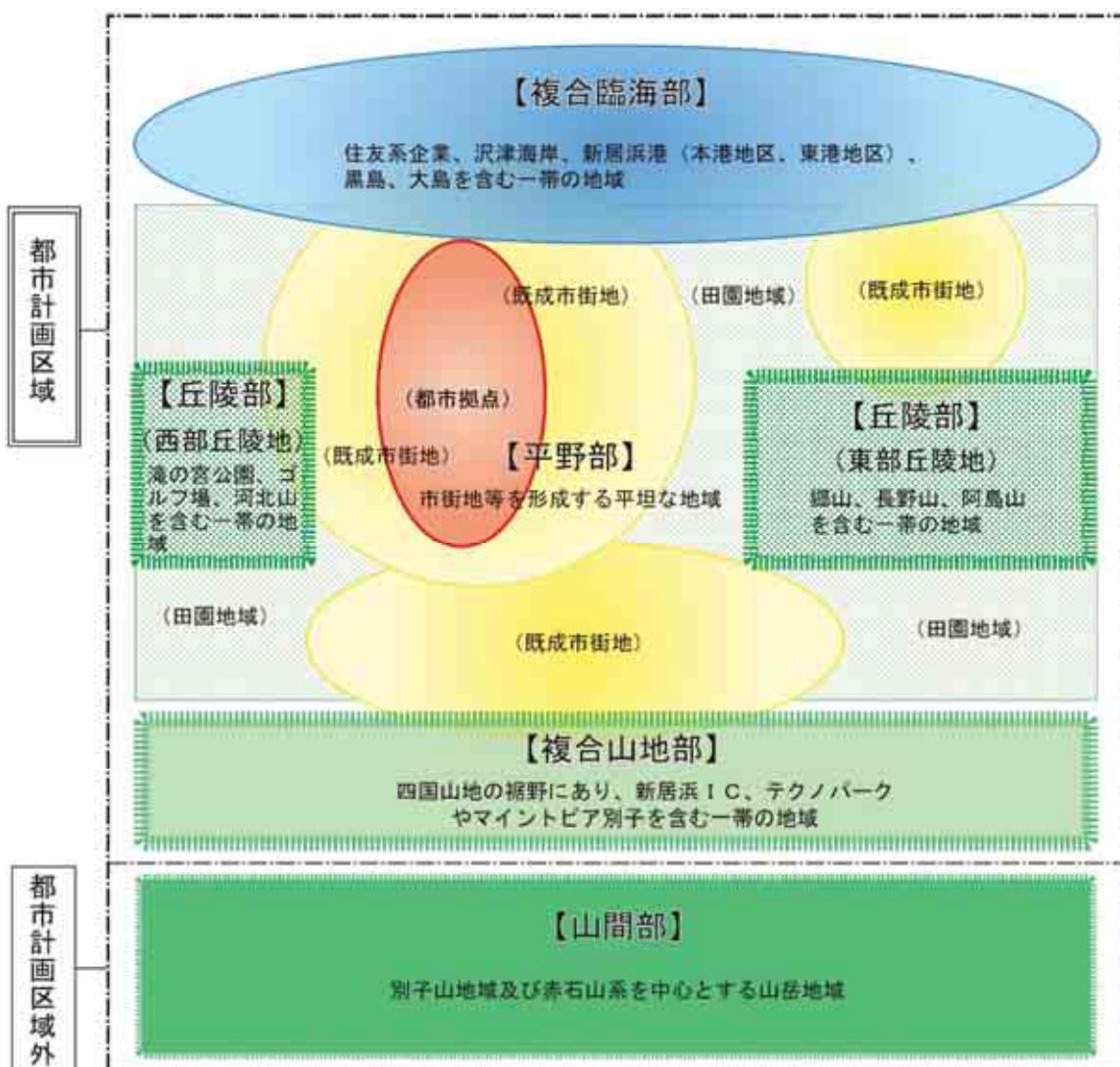


4－1 将来都市構造の基本方向

本市は南北が山と海に面し、東西が丘陵地となっており、それらの地形に挟まれる形で平野がひょうたん形に広がる特異な地形構造を呈しています。このような地形的特性を踏まえて、都市づくりの基盤となる将来の都市構造を「複合臨海部」「丘陵部」「平野部」「複合山地部」「山間部」の区域に大別し、各々の基本方向を示します。

(1) 将來の都市構造と土地利用の基本方向

■都市構造基本フレーム



1) 複合臨海部

市北部海岸に沿って延びる地域は、住友系企業を中心とした本市の基幹的な工業集積と、住宅地や沢津海岸、黒島海浜公園、大島等の自然的環境等が混在しています。

今後も産業基盤等の整備と充実に努めていくとともに、津波に強いまちづくりに努めながら、住宅地との共存と沢津海岸等の自然環境との共生を目指していく地域と位置づけます。

2) 平野部

都市拠点においては、本市の都市構造の骨格をなす地域であることから、今後も商業・業務・文化等の高次都市機能*の充実・強化と、既存ストックの有効活用や今後計画される公共公益施設の優先的な立地を進めるとともに、まち中の居住を適正に誘導する地域と位置づけます。

また、周辺部の既成市街地においては、都市施設の効率的な整備と維持・保全を図ることにより、伝統的な地域コミュニティ*と良好な居住環境の維持・保全を図る地域と位置づけます。

田園地域においては、優良な農地を都市の貴重なオープンスペース*として保全に努めるとともに、適正な土地利用規制・誘導により良好な環境保全地域と位置づけます。

3) 丘陵部

①西部丘陵地

市街地の西側に位置する西部丘陵地は、滝の宮公園やゴルフ場等のレクリエーション資源を有し、良好な緑の環境を本市に提供していることから、緑の保全と活用を計画的に努めていく地域とします。また、都市生活に潤いを与える大切な自然的環境であるとともに、本市独自の自然的・都市的景観を形成する上で貴重な景観要素となる地域と位置づけます。

②東部丘陵地

市街地の東側に位置する東部丘陵地は、グリーンフィールド新居浜や市民の森等のレクリエーション資源と、郷山、長野山、阿島山からなる緑の豊かな自然環境を有し、その多くが保安林、地域森林計画対象森林となっており、保安林の一部は生活環境保全林として市民の保健休養の場として生かされています。さらには、近年、交通アクセスの利便性から内陸部への企業立地の要望が多くなっており、新たな企業立地に備えるため、工業用地の確保に向け取り組みを進めています。今後も独自の自然的・都市的景観を形成する上で貴重な景観要素となる地域であるとともに、内陸部での産業基盤等の整備を進める地域が融合すべき地域と位置づけます。

4) 複合山地部

松山自動車道以南の市街地と隣接し、緑豊かな自然環境を有する山地部は、近代化産業遺産*を生かしたマイントピア別子や愛媛県総合科学博物館、えひめ東予産業創造セン

ターが立地する複合機能を有する地域を形成しています。

今後も自然環境の保全を前提に、歴史・文化、観光・レクリエーション機能の充実に努めていく地域と位置づけます。

5) 山間部

当地域は都市計画区域*外となっていますが、特に別子山地域は、別子銅山開坑以来の近代化産業遺産*や文化遺跡を有する他、愛媛県指定の自然環境保全地域に含まれるなど自然豊かな探訪コースに恵まれています。

今後も、森林公园ゆらぎの森を核とした別子・翠波はな街道*の活用を図り、地域内外の交流促進と、自然環境及び産業遺産の宝庫として保全に努めていく地域と位置づけます。

(2) 主要拠点と都市軸の形成方針

多様な都市の発展に対応し、ゆとりと豊かさを備えた産業・環境共生都市への健全な発展を図るため、次のように主要拠点と都市軸を位置づけ、今後は拠点を中心に都市整備を推進します。

1) 都市拠点の形成方針

① JR新居浜駅周辺地区

JR新居浜駅周辺は本市の「玄関口」としての役割を担っていることから、面的整備事業等の活用や市民参加型のまちづくりにより都市基盤施設*の整備を進め、芸術、文化、情報、交流及び商業・業務機能などを備えた『新居浜らしい出会いの場』の形成を推進します。

②一宮町・繁本町周辺地区

官公庁周辺は、行政、文化施設が集積する本市の中心地区として位置づけ、官公庁施設の高度化、都市基盤整備と周辺地区環境との一体的な整備を推進し、都市機能の向上、都市景観等の形成を図ります。

③昭和通り・登り道沿道地区

既存の商店街が一団となる昭和通り、登り道商店街を含む中心商店街周辺は、市民の暮らしを支える地区として位置づけ、生活や暮らし、あるいは文化に根ざした地域性を尊重し、人々が集い、賑う魅力ある商店街の創出に努めながら、商業・業務機能の強化を図ります。

④前田町周辺地区

大型店舗や宿泊施設が立地する前田町周辺は、商業・業務及びアミューズメントが複合した地区として位置づけ、機能の充実を図ります。

2) 地域拠点

喜光地周辺は国道11号が通り、上部支所、既存の商業施設が立地し本市南部の中心地としての役割を担っています。

また、JR多喜浜駅周辺は商業地及び住宅地があり、背後地には新居浜港東港地区、マリンパーク新居浜、工業団地等の各種機能を備えたポテンシャルの高い地域の拠点になっています。

今後もこの2地区は地域拠点として位置づけ、生活サービスの提供、近隣商業サービス機能の充実に努めます。

3) 交通・交流拠点

交通網の主要結節点となるJR新居浜駅、多喜浜駅、中萩駅及び松山自動車道新居浜インターチェンジ、新居浜港（本港地区、東港地区）及び東予港（東港地区）は、広域及び地域の両面から人・物・情報が出会う社会・経済活動を支える交通・交流拠点として位置づけ、交通及び交流機能の充実に努めます。

4) 産業拠点

臨海部にある工業集積地、多喜浜、黒島、垣生、阿島工業団地及びえひめ東予産業創造センターは産業拠点として位置づけ、産業基盤の整備・充実や交通結節点とのアクセス性の向上を図ります。

また、新たな産業拠点として、東予港（東港地区）、新居浜港（本港地区）において既存工業拠点の集積を生かし更なる産業振興を図り、多喜浜地区、観音原地区から新居浜インターチェンジ付近において工業系施設の立地誘導を図ります。

5) 観光・レクリエーション拠点

①南部観光・レクリエーション

山根公園から別子ライン等に至る地域は、全国的に名高い別子銅山の近代化産業遺産群を有する別子観光・レクリエーション地域を形成しています。このことから、今後も周辺環境との共生のもと、観光、交流・ふれあい、学習等の機能の充実を図るとともに広域観光の振興を推進します。

②その他観光・レクリエーション拠点

滝の宮公園、池田池公園、国領川緑地、市民の森、マリンパーク新居浜、黒島海浜公園等の主要な観光資源を観光・レクリエーション拠点として位置づけ、当拠点へのアクセス性の向上を図るとともに、一層の活用を推進します。

また、観光資源のネットワーク化や、体験観光の充実に努め、魅力ある交流空間の創出を図ります。

6) 歴史・文化拠点

新居浜市総合文化施設、広瀬歴史記念館、東平歴史資料館、別子銅山記念館、住友化学

歴史資料館、愛媛県総合科学博物館、住友の森・フォレスターハウス、別子山ふるさと館、瑞應寺、及び一宮神社等の主要な歴史・文化資源を歴史・文化拠点として位置づけ、施設の保存と活用に努め、観光資源とのネットワーク化により地域の活性化を推進します。



(あかがねミュージアム)

7) 都市軸の形成方針

①都市中心軸

都市拠点を貫く南北軸を、都市形成を図るための都市中心軸として位置づけます。

都市中心軸は、歴史文化軸からつながる本市の都市形成史を物語る軸であり、都市拠点の機能強化に努めるとともに、計画的かつ合理的な都市基盤の整備を図ります。

②広域交流連携軸

本市と松山市、高松市を結び、瀬戸内の環状軸を構成する松山自動車道、国道11号及び国道11号新居浜バイパス((都)新居浜バイパス線)を、本市における広域交流連携軸として位置づけます。

広域交流連携軸は圏域、広域での都市間ネットワークを形成し、機能、役割分担及び連携による効率的で個性を生かした産業、文化、観光の振興を図ります。

また、防災性の強化を図るため、地域交流連携軸とのダブルネットワーク化により、代替機能を確保した交通体系を構築します。

そのためには、新居浜インターチェンジへのアクセス性を高めるとともに、国道11号及び国道11号新居浜バイパスをはじめとする市街地南部における東西軸の強化を図ります。

③地域交流連携軸

隣接する西条市、四国中央市を結ぶ(主)壬生川新居浜野田線((都)磯浦阿島線)を地域交流連携軸として位置づけ、地域の活性化と東西軸の強化を図ります。

また、広域交流連携軸とのダブルネットワーク化により、防災性の強化を図ります。

④健康・環境創造軸

瀬戸内海、国領川緑地、東部丘陵地、山根公園を結び、自然環境豊かな歴史文化軸につながる国領川の南北軸を健康・環境創造軸として位置づけ、健康の増進と水と緑の潤いのある豊かな都市環境の創出を図ります。

⑤歴史文化軸

元禄4年(1691)別子銅山の開坑によって、生成発展を遂げた本市の歴史を踏まえ、別子山地域から、東平、端出場、立川を経由して、都市中心軸及び健康・環境創造軸につながる軸を歴史文化軸と位置づけ、近代化産業遺産*と豊かな自然景観の保存活用を図ります。

将来都市構造図



凡 例	
区 分 項 目	
	行政区域
---	都市計画区域
都市構造基本フレーム	複合臨海部 平野部 丘陵部 複合山地部 山間部
河川	河 川
交 通	自動車専用道路 主要幹線道路 都市計画道路 鉄道・駅
都 市 据 点	都市拠点 都市拠点地区 地域拠点 観光・レクリエーション拠点 産業拠点 交通・交流拠点 歴史・文化拠点
	公有水面埋立地
都 市 軸	都市中心軸 広域・地域交流連携軸 健康・環境創造軸 歴史文化軸



4－2 土地利用方針

都市づくりにおける将来に向けての基本的な土地利用の方針を次のように示します。

(1) 適正かつ合理的な土地利用の誘導

平成16年5月の線引き廃止後は、従前の農地や森林等における土地利用規制に加え、計画的な土地利用の誘導と良好な環境の形成・保全を図るため、用途地域及び特定用途制限地域における建築規制等の土地利用規制誘導方策を実施してきました。

しかし、立地適正化計画制度の創設等による国のコンパクトなまちづくり誘導への対応、地球環境への負荷軽減や市民の自然環境や大規模災害への関心の高まり、また本市における工業拠点整備の必要性等から、地域連携が確保された集約型都市実現のため今後は社会的背景から規制誘導を図るだけでなく、都市環境の保全に資する土地利用のあり方の検討、低未利用地の有効活用、土地の高度利用等地域の実状に即した計画的な土地利用の誘導等を図っていく必要があります。

これらのことから、用途地域周辺部などの既成市街地内にある用途白地地域*については、周辺との調和を図りつつ用途地域への指定を行い、適正かつ合理的な土地利用を図ります。



(新居浜市街地)

(2) 都市計画区域内の方針

1) 用途地域の方針

用途地域においては、本市における土地利用の現況及び課題に対応するため、より合理的で調和のとれたまちづくりに必要な見直しを行います。また、特定用途制限地域の市街地周辺地区のうち、用途地域に隣接し既成市街地内にある用途白地地域*については用途地域への指定を検討し、既存の都市機能の集積を活用した良好な居住環境の形成・保全を持続的に図ります。

①商業・業務系

◆地域特性に応じた魅力ある商業・業務地の形成

JR新居浜駅周辺や中心商業地、前田町周辺及び喜光地、多喜浜などの各地域において、地域特性に応じた機能強化と、市民、事業者と行政の役割分担による魅力ある商業・業務地の形成を図ります。

②工業系**◆臨海部における工業施設の集積**

新居浜港本港地区周辺に集積する住友系企業用地、新居浜港東港地区周辺に位置する多喜浜、黒島、垣生工業団地、多極型産業推進事業用地、貯木場企業用地、本市西部に位置するテクノパーク等、地域特性に応じた機能強化と企業交流・連携を進め、活力ある工業地域の形成を推進します。

また、荷内沖は、産業構造の多様化に対応した臨海性産業用地として長期的展望に立ち、陸域化を検討します。

③住居系**◆市街地中心部周辺の商業・業務地との調和を図った住宅地の整備**

市街地中心部周辺では商業・業務地と調和した良質な住宅地の整備を促進します。

◆周辺環境と調和した中高層住宅地の整備

国領川緑地周辺地域や滝の宮公園周辺地域は、今後も周辺環境と調和を図った中高層住宅地として整備を促進します。

◆市街地南部の低密度なゆとりのある住宅地の供給

閑静な住宅地を有する市街地南部については、周辺の自然環境と調和を図った比較的低密度なゆとりのある良好な住宅地の整備を促進します。

④沿道型施設立地ゾーン

国道11号や国道11号新居浜バイパス、(主)壬生川新居浜野田線、(主)新居浜角野線等の幹線道路の沿道においては、周辺環境に十分配慮した上で、沿道サービス型店舗や事務所等の立地を図ります。

2) 特定用途制限地域（用途白地地域*）の方針

特定用途制限地域においては、良好な環境の形成・保全を図る観点から、特定の建築物の立地を制限しつつ都市の発展と産業の振興を図るために必要な見直しを行います。

①市街地周辺地区

居住環境に支障を及ぼすおそれがある特定の用途の建築物等の立地を制限し、現在の良好な環境の保全を図ります。

また、既成市街地内の地域については、都市施設の整備状況などを勘案し、用途地域への指定を検討します。

②幹線道路沿道地区

周辺環境に支障を及ぼすおそれがある特定の用途の建築物等の立地を制限し、秩序ある沿道環境の形成・保全を図ります。

また、幹線道路においては、沿道型施設立地ゾーンとして、道路の整備状況や沿道の土地利用状況、周辺環境等への影響に十分配慮した上で、特定用途制限地域の区分の見直し、もしくは用途地域への指定を検討します。

③田園居住地区

地域の環境に特に支障を及ぼすおそれがある特定の建築物等の立地を制限し、地域の良好な環境の形成・保全を図ります。

④産業居住地区

著しく大きな負荷を発生させる建築物や、周辺の良好な住環境に支障を生じさせる建築物等の立地を制限し、地域産業の振興のための機能と周辺の居住環境との調和を図り、地域の健全な環境の形成を図ります。

また、四国における本市の地理的環境や高速道路網の整備により、近年、その利便性を生かした内陸部の企業立地が進んでおり、医療や食品といった新たな工業地域が形成されつつあります。このような状況を踏まえ、臨海部の工業地に隣接する地域や広域交通の結節点である新居浜インターチェンジ付近、国道11号、（都）郷桧の端線沿道等において、土地利用状況、周辺環境等への影響に十分配慮した上で、新たに内陸型工業用地の整備を推進します。

3) コンパクトなまちづくりへの取組

福祉・医療・商業等の都市機能をJR新居浜駅周辺、一宮町・繁本町周辺、昭和通り・登り道沿道、前田町周辺の都市拠点や、喜光地周辺、JR多喜浜駅周辺の地域拠点等に誘導するとともに、その近傍地域に居住の誘導に努め、合わせて都市拠点や地域拠点と周辺地域の間を路線バス、デマンドタクシー等の公共交通によりアクセスを確保し、いつまでも暮らしやすいまちづくり（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）を目指します。これらを推進するため、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランである「立地適正化計画」の策定を検討します。

4) 開発行為*

開発行為*については、都市計画区域内の開発許可対象面積を1,000m²以上とし、無秩序な乱開発の防止や良好な住環境の形成・保全を図ります。

5) 複合山地・丘陵地

市南部の山地一帯や林地、河川等については、良好な都市環境、都市景観を形成する重要な資源であり、かつ水源かん養、治山・治水等の重要な役割を担っていることから保全を図ります。

また、市民の保健・休養の場として活用される生活環境保全林については、今後も市民の森等、自然に親しむことのできるレクリエーション空間としての活用を推進します。

6) 優良農地の保全

貴重な緑のオープンスペース*として、健全な調和を図りながら優良農地の保全に努めます。

また、農業が継続的に発展するよう、ほ場整備やため池、水路、農道等の生産基盤の整備を推進します。

(3) 都市計画区域*外の方針

山間部となる都市計画区域*外は、水源かん養、治山・治水、大気、水質の浄化機能だけでなく豊かな自然景観を有し、動植物などの良好な生息地として重要な役割を果たしており、今後も良好な自然環境の保全を図ります。

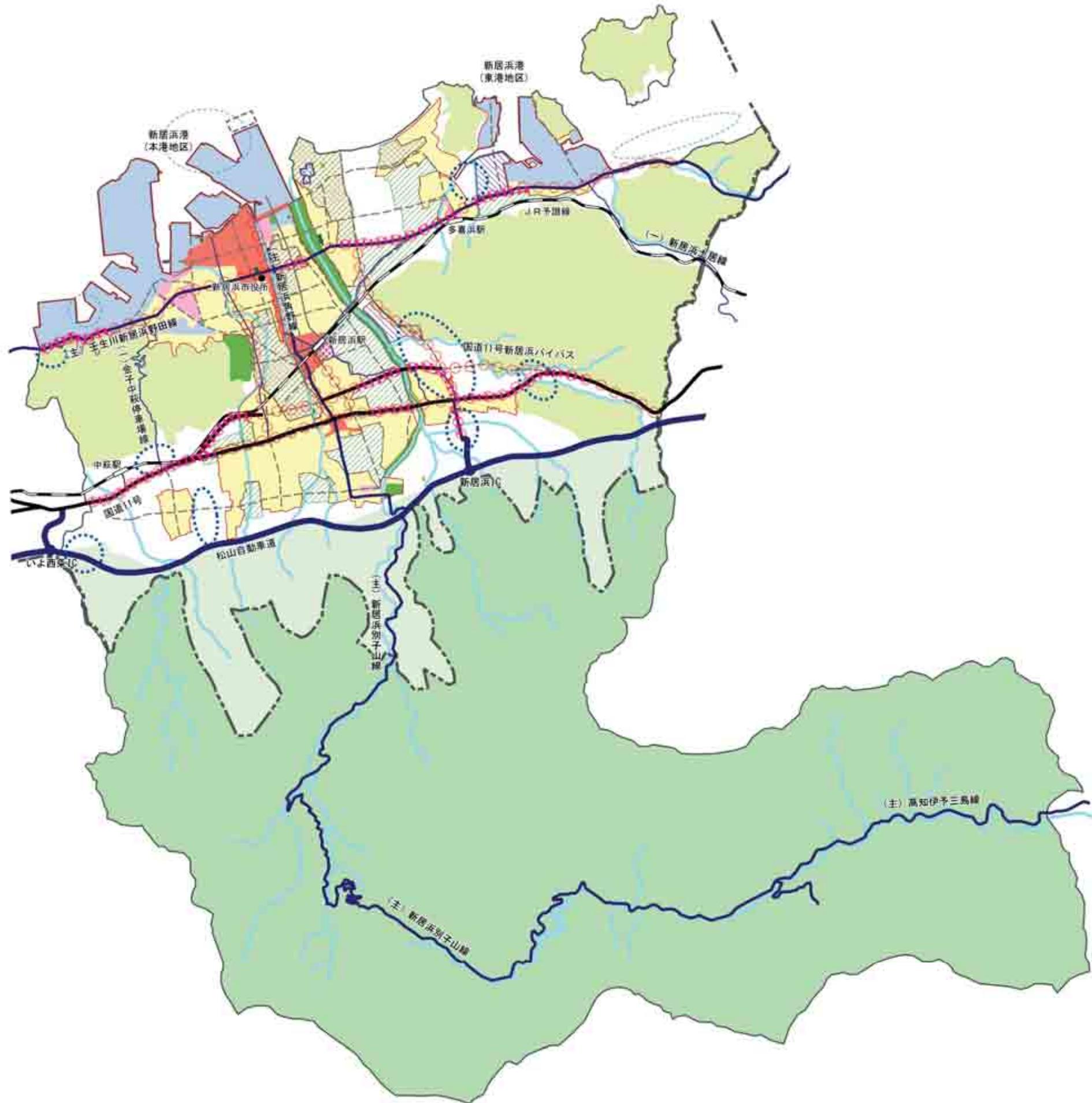
また、別子山地域については、山岳レクリエーションゾーンと位置づけ、交通アクセス*の向上、生活利便の確保、交流・連携の拡大のため、道路の整備を図るなど、適切な土地利用に努めます。

なお、森林については、木質資源の有効活用と自然との共生に努めつつ、多面的な機能が引き出せるよう、その利用を図ります。



〈朝日が照らす赤石山系〉

土地利用方針図



凡 例	
区分	項目
	行政区域
---	都市計画区域
■	用途地域
■	商業・業務系
■	近隣商業系
■	工業系
○○○	埋立検討地
■	住居系
○○○	沿道型施設立地ゾーン
●●●	用途地域指定検討地区（商業系）
■■■	用途地域指定検討地区（工業系）
■■■	用途地域指定検討地区（住居系）
■	公園・緑地
■	丘陵地
■	複合山地
■	山間地
□	公有水面埋立地
■■■	市街地周辺地区
·····	幹線道路沿道地区
▨	産業居住地区
□	田園居住地区 (上記以外の用途白地地)
○○○	特定用途制限地域変更検討地区
——	高速自動車道
——	一般国道
——	主要地方道
——	一般県道
-----	都市計画道路等
—■—	鉄道・駅
——	河 川

4－3 都市施設等の整備方針

良好な住環境の形成の基盤となる交通、公園・緑地、下水道・河川、港湾などの都市施設における具体的な整備方針を以下に示します。

(1) 市街地の整備方針

本市においては、これまで土地区画整理事業等の面的整備事業が実施済みの地区が少なく、そのため市街地中心部では狭あいな道路が多く、都市計画公園等も少ない状況となっています。

今後は、良好な居住環境の形成、都市としての魅力向上のため、面的整備手法や地区計画*、建築協定等の導入を推進します。そして、東予地域の中心都市にふさわしい高次な都市施設の集積と、脆弱性が指摘される都市構造の強化やゆとりと潤いのある居住環境の創出を図り、市街地の再生を図ります。

1) 都市基盤施設*の整備

良好な都市環境の形成と保全を図るため、都市づくりの基盤となる道路・公園・下水道等の都市施設の整備と既存ストックの維持・活用を重点的に推進します。

2) 商業・業務地区

①都市拠点の活性化

昭和通り、登り道を中心とする商店街、JR新居浜駅周辺、前田町周辺、市役所周辺の4つの地区を含めた地域一帯を本市の都市拠点として位置づけ、新たな中心市街地活性化基本計画*の作成を検討し、都市拠点の特性と今後の発展方向を踏まえ、地域の中心としてふさわしい高次な都市施設の集積した快適な都市空間の形成を推進します。

◆行政文化商業・業務地

行政、文化施設が集積する市役所周辺については、既存官公庁施設の改修・再生を行い、行政・文化・防災機能の強化を推進します。

また、社会情勢の変化に伴い、一団地の官公庁施設の変更を検討します。

◆中心商業・業務地

既存商店街となる昭和通り、登り道を中心とする周辺は、本市の生活拠点となる中心商業地を形成しており、商店街での空き店舗の活用や地域の特性に応じた都市施設の整備・充実を推進します。

◆新都心商業・業務地

J R 新居浜駅周辺は本市の新たな「玄関口」として位置づけ、総合文化施設を核とした賑わいの創出を図るとともに、駅前の公共用地の利活用を推進し、圏域における商業・業務の中心地区として高次な都市施設の集積を図ります。

また、J R 新居浜駅南地区においては、市民参画によるまちづくり構想案を踏まえ、駅南北の一体化や、都市拠点地区としての機能の向上に向けた取組を推進します。



(J R 新居浜駅周辺)

◆都市型商業・業務地

大型店舗、宿泊施設が集まる前田町周辺については、都市型商業・業務施設の展開により都市機能の集積を促進します。

②周辺環境との調和を図った地域商業地の形成

◆地域商業地

今後も、喜光地周辺、多喜浜駅周辺等における利便性の向上を図るため、近隣住民の日常的な購買需要に対応した商業地の形成を促進します。

◆沿道型施設利用地

国道 11 号や国道 11 号新居浜バイパス、(主)壬生川新居浜野田線、(主)新居浜角野線等の主要幹線道路等の沿道においては、沿道周辺住宅地の居住環境と調和を図った沿道型利用施設の立地を促進します。

3) 工業地区

①新産業集積の推進

新居浜港東港地区周辺には多喜浜、黒島、垣生工業団地が整備されています。今後も、高付加価値の加工産業や研究開発型産業、消費者に密着した生活関連産業などの企業立地を推進します。

②テクノパーク*の整備推進

えひめ東予産業創造センターを核として産業技術情報のネットワーク化や人材育成、企業交流を推進するとともに、新産業の創出と高付加価値産業への構造転換を推進する施設として機能強化を図り、緑豊かなテクノパーク*の形成を促進します。

③周辺環境に配慮した工業地の形成、工業用地の整備

工業地においては、緑化を促進し周辺環境への配慮も含めて環境との共生を図ります。

また、適地において周辺環境との調和を図りつつ新たな工業用地の整備を検討します。

④人材養成機関の集積

阿島地区周辺には、新居浜市ものづくり産業振興センターや日本溶接協会四国地区溶接技術検定委員会、日本クレーン協会愛媛支部が立地しており、本市産業を支える人材養成を積極的に推進するとともに、新居浜工業高等専門学校や新居浜高等技術専門校とともに連携を図りながら、産業人材の育成を推進します。

4) 住宅地区

①歩いて暮らせるまちづくりの推進

いつまでも暮らしやすいまちづくりを目指し、都市拠点、地域拠点、周辺地域の拠点やその近傍地域への居住の誘導に努め、福祉・医療・商業等の都市機能が近傍に集積された“歩いて暮らせるまちづくり”を促進します。

②密集住宅市街地の居住環境の向上

道路が狭く老朽建物が密集している防災上危険な密集住宅市街地は、防災性の向上を図るため、建替えに併せた狭あい道路の拡幅整備の誘導や、建築物の耐震・耐火化、緑化等の推進により安全で快適な居住環境の向上を促進します。

③市街地中心部への居住の推進

人口減少が進む市街地中心部については、地区計画*等を活用し、良好な住宅地の供給を促進します。

④低未利用地の有効活用

用途地域内農地の市街化を促進するとともに、未利用地を活用し、基盤整備が行われた良好な住宅地の供給を促進します。

⑤多様な住宅ニーズに対応した住宅地の整備

自然環境との調和やユニバーサルデザイン*等、多様な住宅ニーズに対応した住宅地の整備を促進します。

⑥空き家・空き地対策

人口減少や高齢化の進展により管理不全な空き家等の増加が予想されることから、空き家等の情報収集に努め、地域住民との連携による適正管理や除去、利活用の方策を検討し、居住環境の保全や地域の活性化を図ります。

また、平成26年11月に成立した「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため「空家等対策計画」を策定します。

5) 各種市街地整備手法

① 土地区画整理事業等の活用

駅南地区の面的整備について、必要性等を含め検討します。

また、新たな土地区画整理事業については、地区の状況を総合的に勘案し、限られた財源で効果・効率的なまちづくりを進める中で、市民等や関係者の理解と協力を得ながら導入を検討します。

② 地区計画*等の導入

地域の特性に応じ、快適な都市環境の創出を図り、道路や公園などの地区施設の整備や建築物等の規制・誘導を行うため、地区計画*の導入を検討します。

また、密集住宅市街地においては、防災再開発促進地区*への指定を検討します。

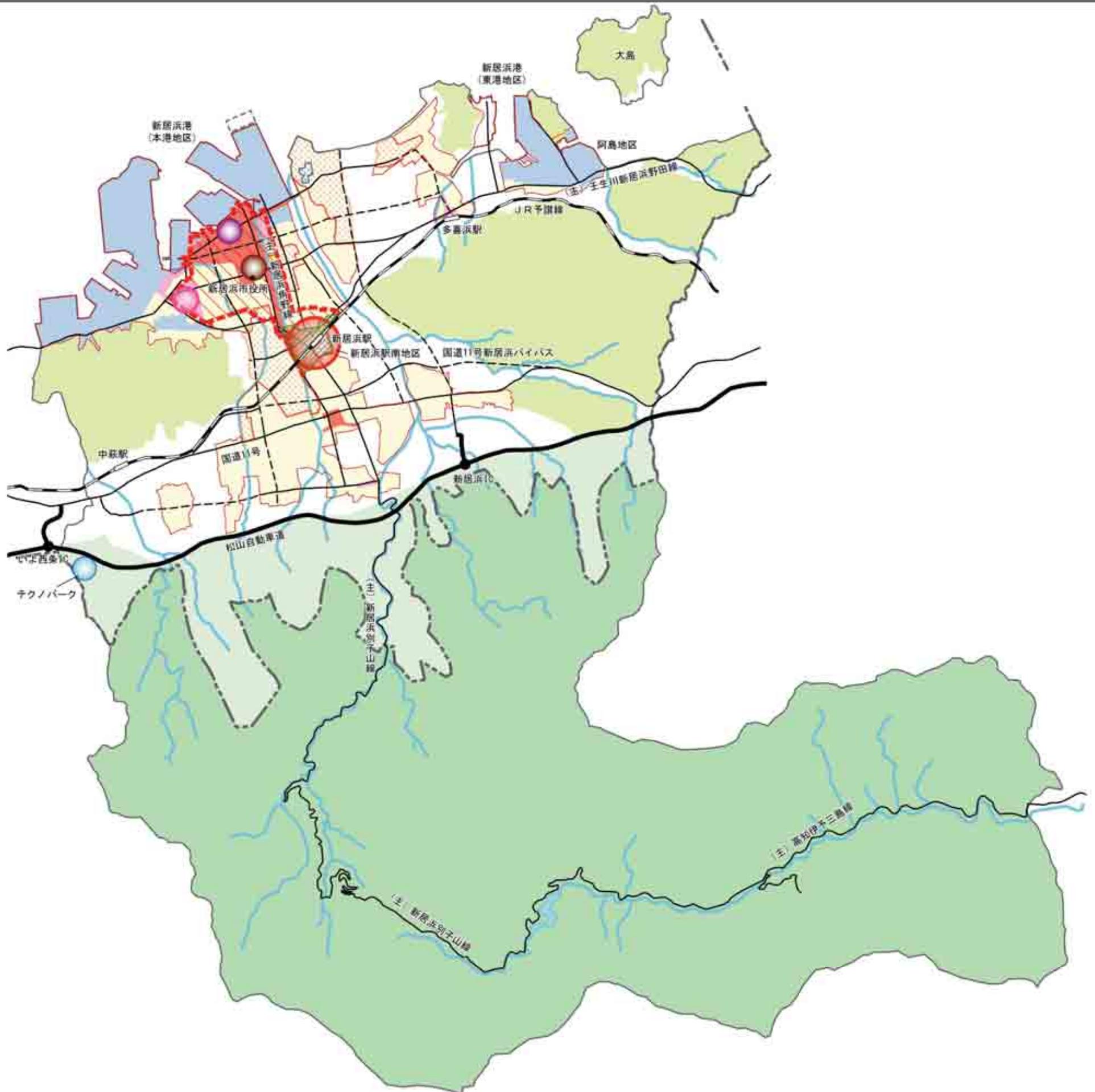
③ 建築協定、景観協定等の活用

地域住民が自主的に良好なまちなみの維持・改善を求めて締結する建築協定、景観協定等については、良好なまちなみ環境の維持・改善のみならず、市民のまちづくりへの啓発にもなることから、積極的な支援を図ります。

④ 特別用途地区*の適用の検討

地域の特性や防災上の必要性に応じ、住環境の保護又は工業等の利便の増進を図るため、用途地域に併せて特別用途地区*の適用を検討し、安全で快適な市街地の形成に努めます。

市街地整備方針図



凡 例	
区分	項目
	行政区域
	都市計画区域
	用途地域
市 街 地 整 備 の 方 針	商業・業務地区として整備
	周辺境界に配慮した工業地区として整備
	住宅地区として整備
	近隣商業地として整備
	中心市街地として整備する区域
	行政文化商業・業務地（都市コミュニティ、行政・文化核）の形成
	中心商業・業務地として整備
	新都心商業・業務地としての整備・充実
	都市型商業・業務地としての整備・充実
	地区画整理事業地区及び検討地区
	用途地域（商業系）等の推進
	用途地域（工業系）等の推進
	用途地域（住居系）等の推進
	丘陵地
	複合山地
	山間地
	公有水面埋立地
	主要幹線道路
	主要幹線道路（計画）
	鉄道・駅
	河 川

(2) 交通関連施設等の整備方針

本市における都市交通については、分散した市街地間を結びつけるべき交通機能が弱く、十分にその役割を果たせていないこと、交通手段として大部分を自家用車等に頼っており、幹線道路における交通混雑、公共交通機関が十分に活用されていないこと、などの課題があります。

また、地域連携が確保された集約型都市の実現を目指すためには、土地利用面における規制・誘導だけではなく、交通関連施設の整備においても、環境に優しく、誰もが安全・便利に移動でき、産業や市民生活を支える交通体系の確立が求められています。

そのために、交通混雑の解消、交通弱者への対応、環境負荷の低減、産業振興などの観点から、交通施策の基本となる「都市交通マスタープラン」と、それを実現するための「都市交通戦略*」の進捗管理を行い、JR新居浜駅など交通結節点における交通・交流拠点の整備を進めるとともに、公共交通体系を充実し人員輸送、物流の利用促進を図ります。

また、主要幹線道路や主要河川沿線の歩道整備を推進し、歩行者空間の安全性や快適性の向上を図ります。

1) 道路

①計画的な交通施策の推進

交通からみたまちづくりの視点として、交通混雑の解消、防災、福祉問題への対応を図るため、都市交通マスタープラン及び都市交通戦略*の進捗管理を行い、効果的、効率的かつ計画的な道路網の整備を推進します。

②東西方向の交通軸の強化

国道11号の渋滞緩和や他地域とのアクセス性の向上など地域間の交流を促進するため、市街地の東西を結ぶ(都)新居浜バイパス線、国道11号、(都)磯浦阿島線、(都)駅前郷線、(都)駅前滝の宮線、(都)上部東西線、(市)角野船木線を東西の主要軸と位置づけ、これら路線の整備を推進します。



(国道11号新居浜バイパス)

③南北方向の交通軸の強化

(主)新居浜別子山線、(都)西町中村線、(都)郷桧の端線、(都)新居浜駅港町線、(都)高木中筋線、(一)金子中萩停車場線、(都)新居浜駅菊本線、(都)平形外山線、(都)大江橋高木線を南北の主要軸と位置づけ、これら路線の整備を推進します。

④高速交通網へのアクセス性の向上

高速道路へのアクセス性の向上を図るため、新居浜インターチェンジと直結する(都)郷桧の端線、(市)角野船木線、(都)上部東西線の整備を推進します。

⑤歩行者・自転車の安全性を重視した道路空間の形成

道路整備においては、歩行者・自転車の安全性を確保するため、車道と分離された歩道や自転車通行帯の整備を推進します。

歩行者空間の整備はユニバーサルデザイン*の理念に基づき、段差の解消等により安全性と快適性の向上を図り、人にやさしい歩行者空間の整備を推進します。

自転車走行空間については、自転車・歩行者専用道路となる特殊街路（以下（特）とする）中央環状線、（特）新須賀山根線、（市）新須賀山根支線について整備を推進するとともに、一般道の自転車走行空間の整備とあわせて、自転車ネットワークの構築を推進します。

⑥都市環境や老朽化に配慮した道路の整備

環境負荷の軽減や環境共生を図るため、沿線緑化の推進と、透水性舗装の敷設、電線類の地中化等の検討を行い、潤いのある都市環境の創出を推進します。

また、道路の老朽化対策として、これまでのような大規模な修繕や架け替え（事後保全）から、定期的に橋りょう点検を行うことにより現状を把握し、早い段階で修繕を行う予防保全型の維持管理（アセットマネジメント*）を進めることにより、道路・橋りょうの「長寿命化」に努めます。

⑦都市計画道路の見直し

人口減少や少子高齢化社会の本格化、経済の低成長等の社会経済情勢の変化を踏まえ、都市計画道路のうち整備の見通しが立っていない路線について、都市計画道路の必要性、既存道路等の代替路線の有効活用、事業の実現性等について総合的に判断し、

「存続」「変更」「廃止」の方向づけを検討します。

住民との合意形成などを図った上で、「存続」「変更」「廃止」の方向づけをし、都市計画の変更を行い、計画的な整備を推進します。

2) 公共交通

①鉄道

本市のJR新居浜駅周辺の活性化の推進、踏切対策等により、交通・交流拠点であるJR新居浜駅周辺の整備を推進します。また、JR新居浜駅は関係機関と協働してバリアフリー*化を推進します。

JR中萩駅、多喜浜駅についても地域の交通・交流拠点として交通弱者が快適に利用できるようバリアフリー*化を促進します。

市民の生活の利便性を図るため、JR予讃線の運転本数の増加、及び鉄道の高速化についてJR等の関係機関に働きかけていきます。

②渡海船・バス等

都市機能の集約を目指す都市拠点と周辺地域を連絡する公共交通として、JR新居浜駅等を結節点とする路線バスの円滑な運行を民間バス事業者の協力を得て促進し、いつまでも暮らしやすいコンパクトなまちづくりを推進します。

また、高齢化社会に対応した新たな公共交通（デマンドタクシー）、過疎山間部「別子山」、離島「大島」との交通手段を確保し、住民の利便性の向上を図るよう努めます。

さらに、人と環境にやさしいバス運輸体系の確立のため、低床低公害型車両の導入や、屋根やベンチのあるバス停の設置等によるバス待ち環境の向上について関係機関に働きかけていきます。

3) 駐車場・駐輪場

①商業・業務地における適正な時間貸駐車場の推進

本市の市街地中心部では、生活と密着した中心商業・業務地の形成を目指し、利用者のニーズに即した利便性の高い駐車場・駐輪場の整備を推進します。また、あわせて民間活力の導入を促進します。

また、沿道型店舗についても、駐車場、駐輪場の整備を促進します。

②鉄道駅・バス停等の交通・交流拠点における駐車場・駐輪場の整備

自家用車や自転車から公共交通機関への乗り換えの利便性の向上を図るため、駅やバス停周辺において駐車場や駐輪場の整備を促進します。

4) 港湾

①港湾施設の強化

近年の経済のグローバル化の進展による外貨物流需要の増大や船舶の大型化、コンテナ及びバルク貨物*の増大に対応するため、新居浜港における物流機能のより一層の強化・充実を図ります。あわせて、臨港道路及び橋梁などの港湾施設の耐震化を推進します。



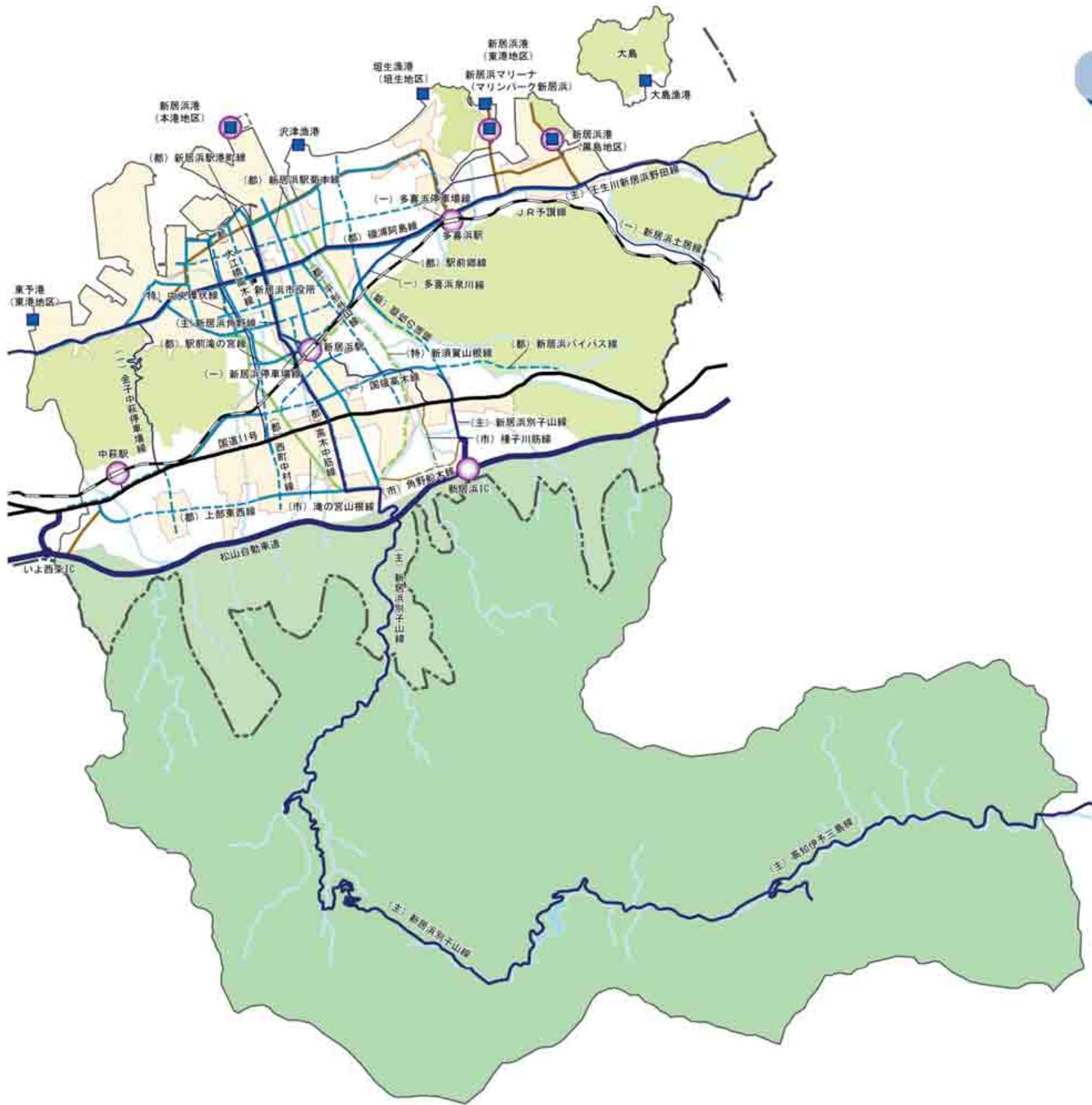
②マリンパーク新居浜の維持・管理

マリンパーク新居浜は、海洋性レクリエーション施設の拠点であることから、今後も適切な維持・管理に努めます。

③運行環境の整備

新居浜港東港地区からは、神戸港行の定期船が就航しており、本市と関西圏との物流を中心とした交通アクセスの一翼を担っています。今後も引き続き航路の維持を図るとともに鉄道、バス、自動車交通等との利用バランスに配慮した運行環境の整備を促進します。

交通関連施設等整備方針図



凡 例	
分 類	項 目
行政区域	行政区域
都市計画区域	都市計画区域
用途地域	用途地域
交 通	高速自動車道
施 設	一般国道
	主要地方道
	一般県道
	都市計画道路（整備済、一部供用開始含む）
	”（未整備）
	その他道路（整備済）
	”（未整備）
	自転車歩行者道（整備済）
	”（計画）
	交通・交流拠点
	港
	丘陵地
	複合山地
	山間地
	公有水面埋立地
	鉄道・駅
	河川

(3) 公園・緑地関連施設等の整備方針

都市における緑とオープンスペース*は、都市の安全性を向上させ避難地や防災活動拠点となるほか、良好な都市環境の改善に大きな効果を有し、また、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の市民活動の場、憩いの場としてきわめて重要なものです。

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的なマスタープランとなる「緑の基本計画*」で目標とする「山と海、みどりで結ぶ 銅の里 にいはま」の実現に向け、市民、団体、事業者、行政が協力して公園の整備や緑地の保全を図り、新居浜らしい個性豊かなまちづくりを推進します。

また、地域文化に根ざしたみどり豊かな都市形成のため、歴史・文化施設、都市施設と環境が調和したまちづくりを推進します。

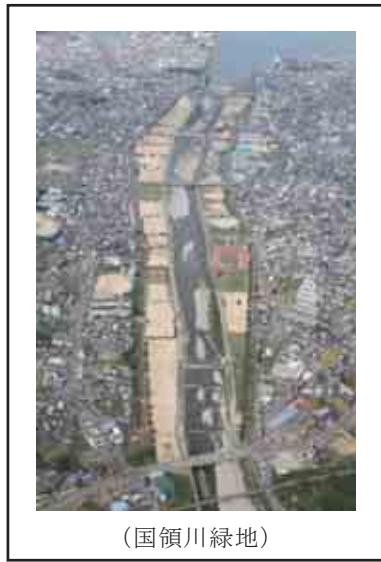
1) 公園・緑地の整備・拡充

公園整備については、市民のレクリエーションに対するニーズや都市景観の創出に加えて、防災拠点としての機能も考慮し、計画段階から市民参加を促し、住民と行政の協働による整備を推進します。また、新たな公園の整備においては、借地方式等を活用するなど効率的な公園の整備を図ります。

総合運動公園については、大規模なスポーツ大会や各種イベントが開催できる施設の整備に向け、立地場所や施設内容、規模等も含めた総合運動公園構想の策定を行います。

既存の公園については、維持管理費を最も低廉なコストで実施できるよう、施設ごとに管理方針、長寿命化対策の予定期・内容などを整理した「公園施設長寿命化計画」に基づき、効率的な施設の更新・拡充を図るとともに、高齢者や障がい者にやさしい公園施設のバリアフリー*化に努めます。

都市計画公園等については、その必要性や他箇所での代替性などを踏まえ、区域の見直しを検討します。



(国領川緑地)

2) 都市緑化の推進

道路緑化、公共施設緑化及び河川環境整備等における樹種等の選定、植栽手法等により、自然環境や防災機能に配慮した都市の緑化を推進します。

特に、商業地では華やかな緑化、工場地においてはやすらぎと遮蔽機能をあわせ持った緑化を推進します。また、住宅地においては潤いとやすらぎのある緑化を推進します。

J R 新居浜駅周辺は、「緑化重点地区」に指定されており、本市の「玄関口」としてふさわしい緑化を推進します。

また、市街地の都市空間にゆとりをもたせ、居住環境や都市景観の向上を図るため、空地等を生かしポケットパーク*などの整備を推進します。

3) 既存緑地の保全

新居浜市の歴史や文化を反映し、新居浜らしさを伝える大島や東・西丘陵地などの郷土景観の保全を推進します。

既存緑地において大規模な開発行為*が行われる場合には、必要に応じて環境アセスメントを促進し、生態系に配慮した対応を図るよう指導していくこととします。

また、市街地内に位置する一宮神社をはじめとする神社仏閣の社寺林は、市街地のランドマーク*としてだけでなく、伝統文化との結びつきが強く地区を代表する歴史的にも貴重な緑地として高く評価されていることから、今後も保全を促進します。

また、別子山地域を含む山岳地帯の森林については、水源かん養、環境保全、レクリエーション機能等多目的機能を有することと、地域の主要な産業であることから、健全な整備保全に努めます。

4) 農地の保全と活用

都市の貴重な緑地であり、オープンスペース*や生物生息区域ともなっている農地は、今後も保全を図ります。また、農業の多面的な基盤となる、農地や農業用水などの地域資源を保全し、遊休農地の適正な利用を図るため、担い手への農地の集積に努めます。

5) 水と緑のネットワーク*の形成

国領川をはじめとする河川や別子鉱山鉄道下部線跡については、緑化の整備を推進します。また、主要幹線道路や一般県道などについても緑化を推進し、核となる緑地を有機的につなぐことにより、水と緑のネットワーク*の形成を図ります。

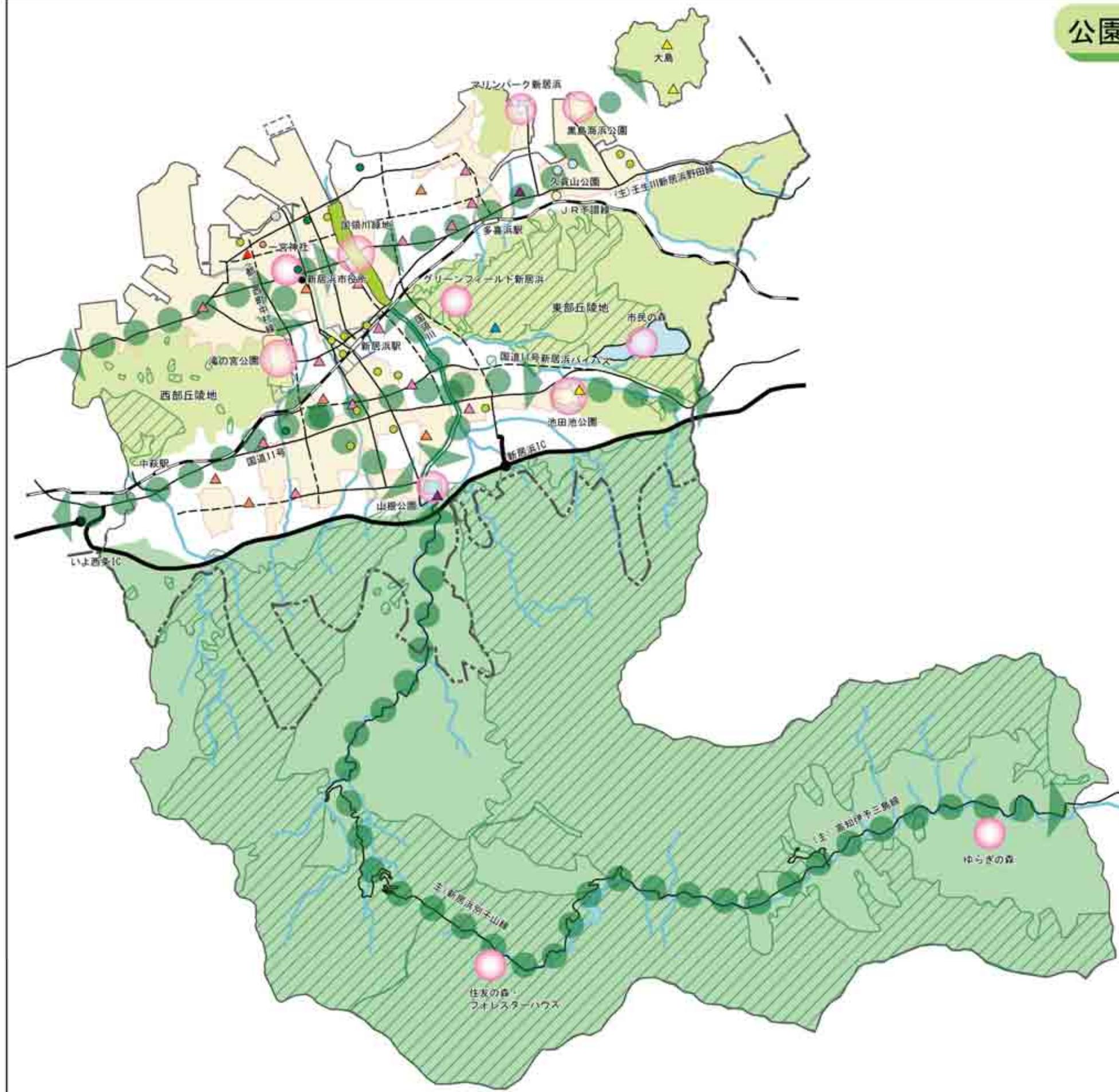
6) 緑の基本計画*の見直し

新居浜市緑の基本計画*（平成10年3月）は策定から約18年が経過していることから、現在の課題に対応した、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するため、計画の見直しを検討します。

公園・緑地関連施設等整備方針図



凡 例	
区分	項目
	行政区域
---	都市計画区域
■	用途地域
●	街区公園
●	近隣公園
■	総合公園
● ■	特殊公園（歴史公園、風致公園）
●	広場公園
■	都市緑地
▲	近隣公園
△	地区公園
▲	運動公園
▲	総合公園
▲	特殊公園（歴史公園、風致公園）
▲	広場公園
—	都市緑地
○	その他の緑地等
▨	緑化重点地区（緑の基本計画より）
●	核となる緑地
● ● ●	緑のネットワーク
■	丘陵部
■	山間部
▨	保安林
□	公有水面埋立地
—	主要幹線道路
---	主要幹線道路（計画）
—	河川



注) 街区公園（計画）は図に表記していない。
(資料: 緑の基本計画より)

(4) 河川関連施設等の整備方針

国領川、尻無川、東川をはじめとする河川においては、防災面での河川整備と、景観形成機能、生態系保全機能、レクリエーション機能等、本来河川が持っている多様な機能の維持・回復を目指し、都市における潤い空間として、また市民が自然環境に親しめる空間としての整備を推進します。

一方で、近年頻発する水害や、構造物の老朽化等を踏まえ、河川管理施設等を良好な状態に保つよう維持・修繕に努めます。

1) 治水対策の実施

市民生活の安全性を確保するため、河川改修や砂防対策の実施を促進するとともに、河川管理施設等の適切な維持及び修繕に努めます。あわせて、安全性に十分配慮した上で、治水、利水の役割を担うだけでなく、河川が本来持っている生態系の保全及び再生を図ります。

その他、水路、ため池などについても、災害の発生しやすいものについては改修を推進します。

2) 河川浄化の推進

河川の浄化を図るため、公共下水道などの下水排水処理施設整備の推進や市民の意識啓発による水質汚濁物質の使用量削減等により、国領川、尻無川等の河川をはじめとする公共用水域の水質改善等に努め、生物が豊富に生息する美しい河川環境の創出を図ります。

3) 親水空間の形成

①親水空間の創出

市街地を流れる国領川、尻無川、東川、渦井川については、ユニバーサルデザイン*の理念が行き届いた市民誰もが川と親しむことのできる親水空間の整備に努めます。

②河川の緑地保全と緑化

国領川、尻無川、東川、渦井川の河川緑地は、市街地の重要な緑地機能を果たすことから、今後も河川緑地の保全と整備を促進します。

③市民と行政の協働による河川空間の整備

市民に親しまれる河川を目指して、地域住民や市民団体等との連携強化を図り、市民参加型の河川空間の整備を促進します。

4) 各種事業の推進

国領川、尻無川、東川、渦井川、足谷川、客谷川については、治水対策として、堤防や低水護岸の整備を促進するとともに、河床掘削等による河川の治水機能の維持に努めます。

また、野生生物の生息環境の保全対策等を検討しながら、市街地の豊かな自然環境の保全や子供達の自然とのふれあいを大切にした河川整備を促進します。

(5) 供給処理関連施設等の整備方針

1) 下水道施設整備の方針

下水道は、快適な生活環境の確保と河川や海域の水質保全及び市街地を雨水出水による浸水、^{かんすい}「冠水」などからまもるための重要な役割を果たしています。また、市民の下水道整備の必要性の認識と整備の要望が高いことから、今後も引きつづき整備を推進します。

①公共下水道の整備

公共下水道事業は全体計画区域を4,453haとし、その内事業計画区域は、平成23年度の計画変更により、2,127haから2,367haへ拡大しました。平成26年度末の汚水の普及状況は、人口普及率で約60%、事業計画区域面積比で約81%となっています。今後も、社会情勢の変化などを見ながら、事業計画区域を拡大し公共下水道の整備を推進するとともに、施設の適切な維持・管理や計画的な改築・更新を推進します。また、雨水出水による浸水被害の軽減を図るために雨水施設の整備やソフト対策を検討します。

②下水道関連施設の整備、維持・管理

下水処理場及び雨水ポンプ場や管渠等の下水道関連施設は、定期的な巡視、点検により施設の健全度を把握したうえで、対策の内容や時期等を長寿命化計画として策定することを検討し、適切な維持・管理及び計画的な改築・更新を推進します。

③一般下水排水処理の推進

公共下水道の事業計画区域外の地域については、一般下水路の整備を推進していくとともに、合併処理浄化槽の普及を推進します。

④循環型社会の形成

雨水浸透施設の整備、下水汚泥の更なる有効活用など、循環型社会の形成を図ります。

2) 上水道の整備方針

水道ビジョンの基本理念である「おいしい水を、子供たちへ～潤いのある街、にいはま～」の実現を目指し、「安心」できる安全・快適な給水を確保し、「安定」した事故や災害に強い水道施設の整備に努めます。

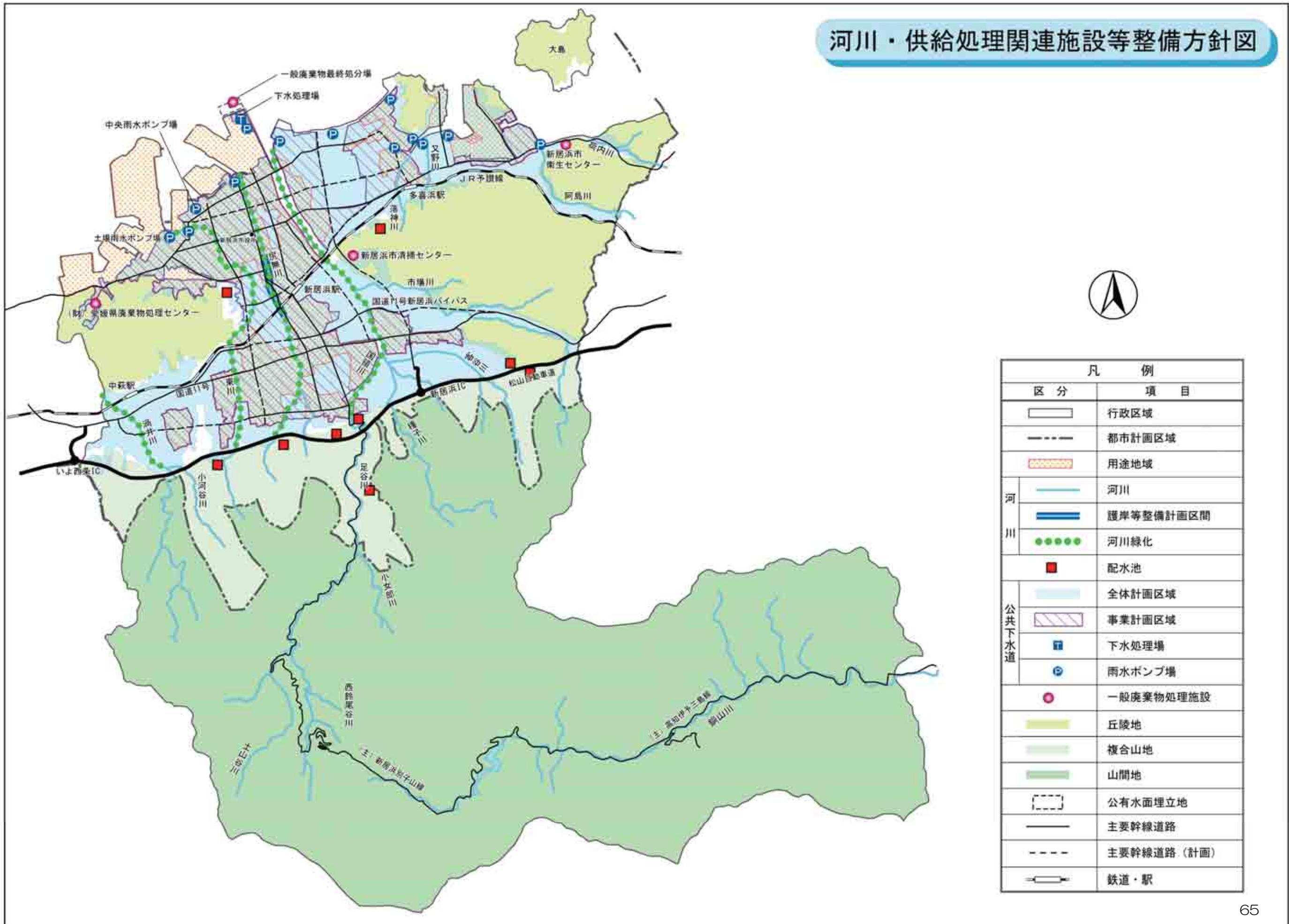


(新山根配水池)

3) ごみ処理施設等の整備方針

一般廃棄物処理施設の適切な維持・管理に努めるとともに、既存施設の統廃合も含め効率的な運用を図ります。

河川・供給処理関連施設等整備方針図



(6) 都市環境関連施設等の整備方針

次世代に引き継ぐ良好な地域環境（自然環境・都市環境）の保全・創出に向けて、水と緑の環境保全、水環境の再生など環境負荷の軽減を総合的に推進することにより、循環型社会の形成を推進します。

1) 水と緑の環境保全

ひうち 燐灘などの沿岸部や国領川をはじめとする河川、市街地東西に位置する丘陵地など恵まれた水と緑の環境の保全を図ります。また、これら貴重な自然を環境教育・学習や保養・休養の場として生かし、自然とのふれあいの場として創出を図ります。

2) 水環境の再生

下水道整備や生活排水対策により、水路・河川・海域など公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の地下浸透を促すために雨水浸透施設の整備を進め、水環境の再生を図ります。

また、国領川をはじめとする河川において植物を活用した河川浄化など、水と生物による循環システムの確立を図ります。

3) リサイクル・再利用への取り組み

日常生活や工場生産などに付随して排出される建設資材や産業廃棄物のリサイクルや再利用を促進します。

現在、ごみの分別などにより生活廃棄物のリサイクルや再利用は進められていますが、さらに市民意識の向上を図り再利用製品の利用等を促進します。

その他、公園などの維持・管理時に発生する樹木の枝や落ち葉を再利用する緑のリサイクルや、建設工事などに伴って発生する表土のリサイクル等を検討します。

4) 環境基本計画*の推進と各種事業の活用

環境保全に関する総合的、計画的な施策の体系である「環境基本計画*」を推進します。

また、次世代都市整備事業*などの各種事業を活用し、環境と調和した都市施設の整備を推進します。

5) 水源保全対策の強化

水道事業は、水資源の恩恵を受けて水を供給していることから、清浄な水源環境の維持に努める必要があります。環境基本計画*の重点施策を踏まえ、水道水源保全条例の制定を検討するとともに、関係機関、地域住民との連携を強化して、水源汚染を未然に防止するよう努めます。

(7) 都市景観形成等の整備方針

本市は、元禄4年（1691）の別子銅山開坑以来300年以上にわたり工業都市として発展してきた歴史があり、その産業活動は日本の近代化にも大きく貢献しました。その世界にも誇れる産業遺産が現在も市内に数多く残されており、それらをまちづくりに生かし、また、市内外に情報発信するという視点からマイントピア別子、広瀬歴史記念館、鉱山鉄道敷きを利用した自転車・歩行者道路、さらには銅をまちのポイントとして景観美を高めるようポケットパークなどの整備を行うとともに、近代化産業遺産*についての市民啓発を行ってきました。

平成17年6月に景観法*が全面施行され、景観を整備・保全するための基本理念や住民、事業者、行政の責務が明確にされました。本市では、愛媛県知事の同意を得て、平成17年10月に景観行政団体となり、今後、良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を地域住民との協働により策定し、住民、団体、事業者、行政が一体となって取り組み良好な景観形成を図ります。

1) 歴史的資源や景観の保存と活用

別子銅山に由来する300年にわたる近代化産業発展の歴史を本市の個性的地域資源として認識し、世界に誇れる近代化産業遺産*の保存及び活用に努め、周辺環境との調和のとれた歴史的景観形成を推進します。

この重要な景観資源として、旧泉屋道*と別子鉱山鉄道跡を軸とする別子往還道*を歴史景観軸として位置づけ、歴史に親しみを感じられる景観の保全を図ります。

また、別子銅山の近代化産業遺産*を新居浜固有の観光資源として活用し、太鼓祭りと並んで新居浜を代表する観光資源として情報発信し、全国に知られる近代化遺産観光のまち・新居浜として定着させ、入込観光客数の増加を図ります。

さらに、広域連携による広域環境の推進や、観光客の特性にあった観光ルートや施設の充実を促進します。



（東平貯鉱庫跡・索道停車場跡）

2) 魅力ある市街地景観の創出

市街地では、住む人々が親しみ、訪れる人々が魅力を感じるまちづくりを目指し、賑わいや潤いを感じる景観形成を推進します。

特に、駅前広場及び中心商店街等へのアクセス道路となる新居浜駅港町線（シンボルロード）は、交通空間としての役割を持つ一方、環境空間としての役割を担っており、別子銅山の歴史をほうふつさせる物語性のあるまちづくりを進め、新居浜市の玄関口としての市街地景観の創出を推進します。

第3節 全体構想

また、国道11号新居浜バイパスや(都)新居浜駅港町線、(都)駅前滝の宮線、(都)新居浜駅菊本線などの主要幹線道路においては、遮光や視線誘導など植栽の安全機能を活用するとともに、道路内に潤いややすらぎを持たせるため道路緑化をすすめ、屋外広告物やサインとの調和を図りつつ、良好な道路景観を推進します。

3) 自然的景観の形成と保全

市民に愛され親しまれている建造物や地域の郷土愛の源となっている樹木や山根公園などのゆとりを生み出す豊かな緑等の保全を図り、潤いとやすらぎを与える景観形成を図ります。

国領川、滝の宮公園、池田池公園及びマリンパーク新居浜などの水と緑により構成される潤いある水辺空間を景観資源とし、周辺環境と調和した景観形成及び保全を図ります。

平野部の市街地を取り巻く田園地域においては、農地等の保全と地域景観の調和を図り、安心とやすらぎを感じる郷土景観の形成を促進します。

また、市街地の東西に位置する丘陵地は、本市の郷土景観を創出する緑地として保全を図ります。

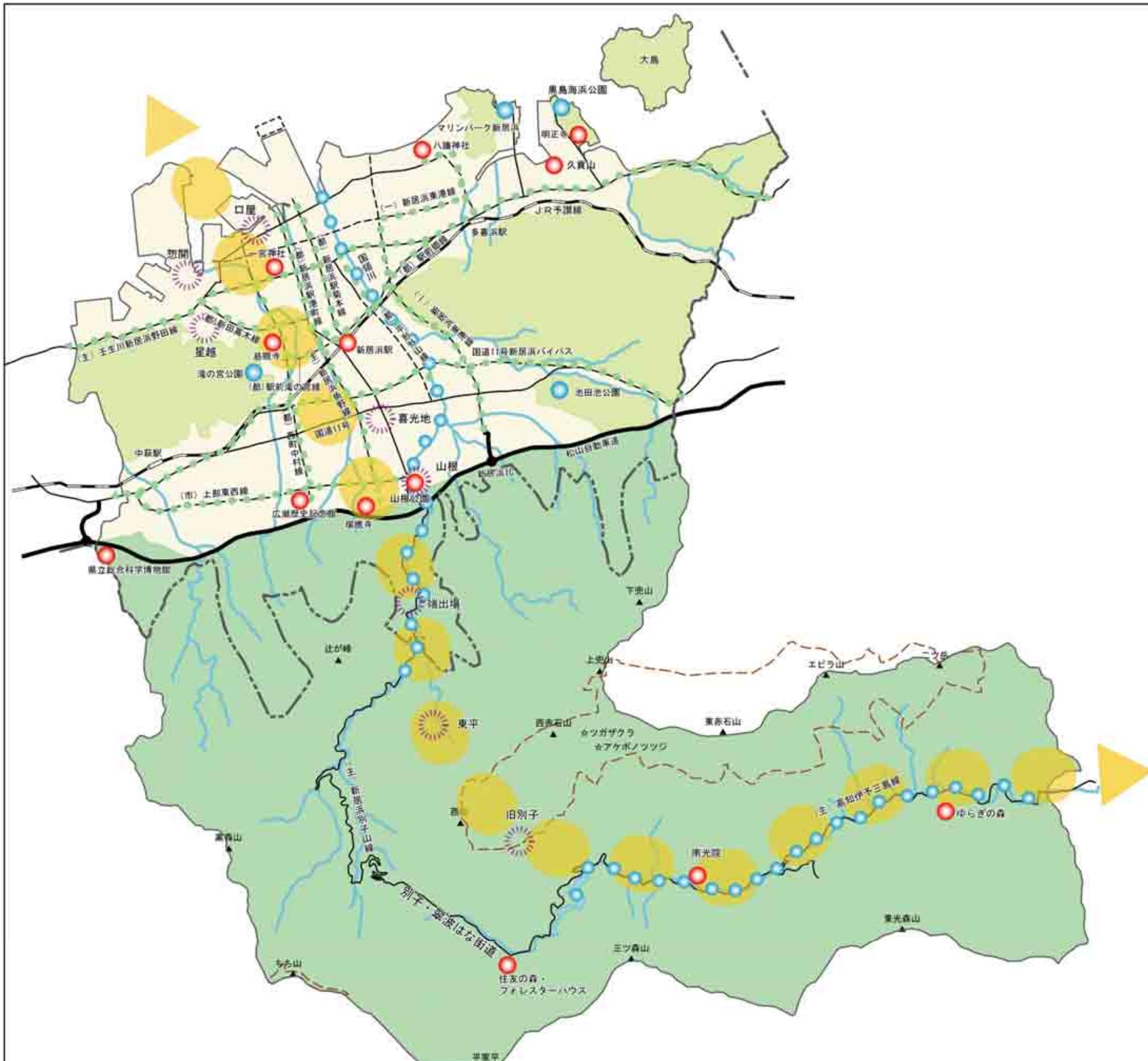
4) 山岳景観の形成と保全

本市南部の山岳地は、愛媛県指定の自然環境保全地域があり、「アケボノツツジ」や「ツガザクラ」を代表とする高山植物群生と「かんらん橄欖岩」や「かくせん角閃岩」等による貴重な景観を呈しています。このような山間部に広がる、別子銅山に由来する産業遺産と緑におおわれた豊かな自然環境を重要な地域資源として、自然景観の保全に努めます。赤石山系の山々を囲む山岳ルートでは、四季折々の花や自然景観を楽しむことのできる「別子・翠波はな街道*」の整備・保全に努めるなど、市民、団体、事業者とも協力連携して景観形成を推進します。

別子ラインや銅山川の水と緑により構成される潤いある水辺空間を景観資源とし、周辺の自然環境と調和した景観形成及び保全に努めます。

都市景観形成等方針図

凡 例	
区 分	項 目
■	行政区
---	都市計画区域
都市景観ゾーニング	<ul style="list-style-type: none"> 平野部景観 丘陵地景観 山岳景観
-----	道路緑化
● ● ● ● ●	歴史景観軸
●	点景観
●	水辺景観
● ● ● ● ●	近代化産業遺産が残る地区
▲	主要な山
□ □	自然環境保全地域
□ □ □	公有水面埋立地
——	主要幹線道路
- - -	主要幹線道路（計画）
—→ —→	鉄道・駅
—	河 川



(8) 都市防災関連施設等の整備方針

過去の豪雨災害や東日本大震災等を教訓とし、災害に強いまちづくりを目指します。

土砂災害等の危険箇所においては防災施設の整備を促進し、また浸水対策として、雨水施設の整備や流出抑制方策を推進し、自然災害への対策を図ります。

防災上危険な密集市街地については、耐震性、耐火性や、避難・消防活動のしやすさを踏まえ、市街地等の防災性能の把握に努めます。この市街地等の防災性能に応じて、道路、公園等の公共施設の整備を推進するとともに、都市防災に関する都市計画制度の導入を図り、都市の防災性の向上を図ります。また、防災上の危険性が大きい密集市街地においては住宅市街地総合整備事業*等による安全性の確保を検討します。

また、大きな災害に備えて避難路や輸送路を確保するとともに、上・下水道施設や電気・通信施設の耐震化を関係機関に要請し、ライフライン関係施設の確保に努めます。

1) 都市防災構造化

①地域防災基盤の整備

浸水対策として、雨水施設の整備を推進するとともに、浸透施設による雨水流出の抑制を図ります。急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流等の危険箇所については、防災施設の整備を促進します。また、南海トラフ地震等による津波や高潮対策として、海岸保全施設の整備を推進するとともに、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進します。さらに水門等の自動化・遠隔操作化や内水排水施設の耐水機能の確保に努め、治山・治水などの災害対策を推進します。

②避難場所等の整備

災害時の地域の避難場所となる小・中学校等の防災機能の強化を図るため、建物の耐震化や非構造部材等*の耐震対策、防災設備の整備等を推進します。また、震災時の避難地となり、救援活動や復旧・復興拠点としての機能を有する防災公園の整備に努めます。

避難場所、避難路は津波からの緊急避難先として適切な場所を指定するとともに、標識等を設置するなどして日頃から市民に対し周知徹底を図ります。

③防災拠点施設の整備

地域防災拠点施設における情報基盤の多重化と機能強化を図るとともに、消防防災設備や資機材の分散配置を推進します。

通信放送施設については、非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努めるとともに、市防災行政無線施設は障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図ります。

また、沿岸地域への津波警報等の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン等多様な手段の確保を図ります。さらに、海岸付近で強い地震を感じた場合、直ちに海面監視を開始するよう監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備します。

④ライフラインの強化

地域防災基盤の整備と同時に電気、上下水道、電話等都市を支えるネットワーク施設の耐震性、耐浪化及び代替性の確保を促進します。また、電線類の地中化を推進します。

上水道では、水道施設の更新や耐震化を計画的に実施することや、災害時の応急給水の根幹となる配水池の適正な貯水能力を確保するなど、災害に強い上水道施設の整備を推進します。

⑤防災安全街区の構築

市街地中心部において、道路、公園等の都市基盤が整備され、行政、医療・福祉、避難・備蓄等の機能を有する公共・公益施設が集中立地し、相互の連携により災害時における最低限の都市機能を維持できる防災安全街区の整備を検討します。

⑥市街地の耐震耐火性の把握に基づく防災性の向上

市街地等の耐震性、耐火性や避難・消防活動のしやすさなどの判定調査等を実施し、客観的評価にもとづく市街地等の耐震耐火性の把握に努めます。この結果に基づき、準防火地域の見直しの検討や、防災街区整備事業*、住宅市街地総合整備事業*や地区計画*等の制度を活用し、防災上危険な密集住宅市街地等の防災性と消防活動性の向上に努めます。

また、新居浜市耐震改修促進計画に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、既存建築物等の耐震性の向上を図ることを目的として、地震災害に対する予防及び地震発生時における応急対策を促進します。

⑦都市のバックアップ機能*の確保

防災上危険な密集住宅市街地等の防災性の向上を図るとともに、市民等の防災まちづくり活動の促進、太陽光発電などの都市において自立可能となる機能や交通路の代替機能の確保など、総合的な施策を講じることによりバックアップ機能*を持った都市の防災化を推進します。

⑧行政関連施設、災害時要援護者に関する施設等の立地に関する対策

行政関連施設、災害時要援護者に関する施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図ります。

2) 災害に強い交通施設の整備**①緊急輸送道路のネットワーク化**

道路、橋りょう、鉄道、港湾の耐震性及び代替性の確保、ネットワークの連携強化による緊急輸送道路ネットワークの構築を図るとともに、緊急輸送道路沿道には耐震・耐火

建築物の配置を促進します。

②緊急輸送道路等の整備

都市計画道路の見直しを検討する他、災害時に緊急輸送道路となるよう、(都)新居浜バイパス線、(都)郷桧の端線、(都)西町中村線、(都)上部東西線、(主)新居浜別子山線、(市)角野船木線の整備を推進します。また、臨海部の工業地域における火災発生時の避難経路として、(都)新田高木線の整備を推進します。

③防災機能の強化

鉄道被災時の代替バス輸送機能確保のための駅前広場の整備や、港湾における耐震バース*の維持管理と臨港道路、橋梁の耐震化を進めます。また、その周辺には非常時の多機能な利用が可能な公園・広場を整備し、防災機能の強化を推進します。

3) 歴史的建造物の防災計画の推進

本市固有の歴史的建造物等においては火災や震災等による被害を想定し、地質、家屋調査を行い保存を行うとともに、防災計画への取り組みを検討します。

4) 大規模ため池の耐震化

南海トラフ地震に備え、大規模ため池について、ため池浸水被害想定区域図を策定し地域住民の安全確保を図るとともに、耐震診断等をもとに耐震整備を推進します。

5) 情報の開示

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所や地滑り危険箇所等の情報の開示を推進するとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域についても、区域指定の追加を検討し、危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進します。

また、防災マップや市街地の耐震耐火性評価図等の作成による情報の開示についても、インターネット、CATV*等を活用しながら周辺住民への情報公開に努め、安全対策を推進します。

6) 地域コミュニティ*による防災まちづくりの推進

①地域防災力の向上による防災まちづくりの推進

大規模自然災害発生に備え、地域防災の核となる消防団組織の活性化を支援するとともに、消防団と協働し自主防災組織や地域住民への防災教育・訓練を推進し、市民の自主防災力の強化と活動への参加拡大を図り、地域防災力の向上による防災まちづくりを推進します。

②災害時要援護者への安全性の確保

阪神・淡路大震災の教訓から災害時要援護者への対応として避難ルート、避難所等のバリアフリー*の整備強化を推進します。

また、情報伝達手段として防災行政無線の放送やメールマガジンの配信、CATV*の文字放送等を活用するとともに、住民、団体、事業者、行政など地域の中でのネットワークの形成に努め、ソフト・ハード両面での整備を推進します。

7) 津波に強い地域づくり

津波防災対策として、海岸保全施設等の施設整備、防災設備・情報システム等の整備とともに、最大クラスの津波（発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）に備えて避難体制の確立を検討します。

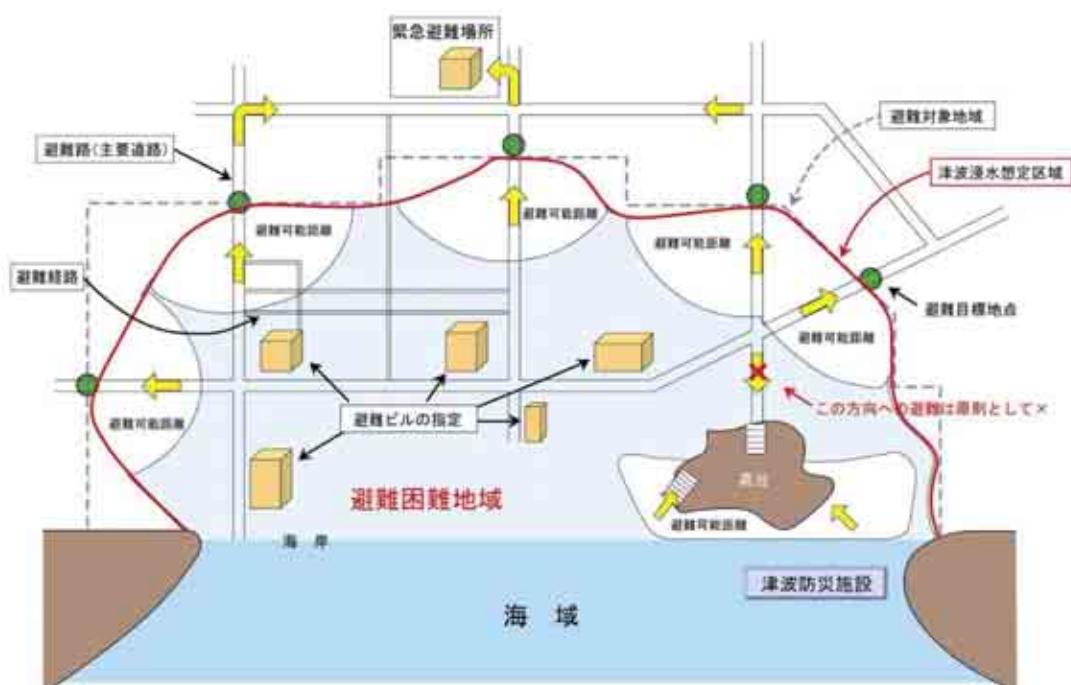
①浸水の危険性の低い地域への居住地形成

愛媛県地震被害想定調査（平成25年3月）による津波浸水想定を踏まえ、浸水想定区域や浸水予測時間の情報を提供するとともに、津波による浸水の危険性の低い地域において居住地を形成するように努めます。

②津波避難計画の策定

津波浸水想定区域の中で、津波の到達時間までに、避難対象地域（津波が発生した場合に避難が必要な地域）外の安全な場所に避難することが困難な地域（津波避難困難地域）を推測し、必要に応じて津波避難ビル等の計画的な整備や民間施設の活用、建築物や公共施設の耐浪化等による安全性の確保を促進します。

また、避難対象地域においては、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（黒島、垣生、御代島等の高台や東部、西部の丘陵地付近）の確保、安全な避難経路の指定について地域住民等との協働により計画を策定します。



津波避難計画の概念図

（出典：「津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書」平成25年3月 消防庁国民保護・防災部防災課）

③関係部局の共同による計画の策定

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努めます。

(9) 福祉関連施設等の整備方針

全国を上回る速度で高齢化が進行している本市においては、“誰もが安心して豊かに暮らせる生活空間づくり”の実現に向け、さまざまなソフト施策とともに、福祉の充実した地域環境づくりを推進します。

1) 「みんなでつくる福祉のまちづくり」の推進

平成15年4月施行の「みんなでつくる福祉のまちづくり条例」や平成22年度策定の「地域福祉推進計画2011」によりハード・ソフト両面において、地域社会に住むすべての人が生活上の様々な障壁を取り除き、自らの意志で自由に社会参加でき、またともに支え合っていける関係の構築、充実に努めます。

2) 高齢者や障がい者等にやさしい生活環境整備

生活形態や様式の多様化に配慮して、居宅の段差解消等小規模な住宅改修支援や福祉施設などによるデイサービスやショートステイなど、安心して自立した生活ができるよう、高齢者や障がい者等の生活実態に沿って選択可能な居住環境の整備を推進します。

3) ユニバーサルデザイン*の考え方を踏まえたまちづくり

道路、公園、交通機関のバリアフリー*化を総合的に展開するために、従来のハートビル法*と交通バリアフリー法*が統合されたバリアフリー新法（平成18年6月成立）と愛媛県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づく一体的な施設整備を図り、誰もが生活しやすいまちづくりを推進します。

4) 高度な福祉サービスの提供

インターネットやCATV*を活用した育児・介護サービスの情報提供等を行うため、高度情報化社会に対応したインフラ整備を推進します。

5) 福祉施設の整備

児童養護施設「東新学園」については、老朽化が著しく、国の指針で小規模化への移行が示されていることから、小規模グループケア化を図った施設形態として、早期の改築を推進します。

その他、障がい者福祉センターをはじめとする福祉施設全般については、新居浜市アセットマネジメント*推進基本方針に基づき施設のあり方を含めた整備計画等を検討・策定します。

(10) その他公共施設等の整備方針

1) 計画的な修繕、統廃合等への取組

小・中学校や市民文化センターをはじめとする公共施設の既存ストックについては、「新居浜市アセットマネジメント*推進基本方針」に基づき、既存施設の長寿命化対策を実施します。

また、近い将来、既存施設が大量に更新時期を迎えること、一方で、生産年齢人口の減少による財政状況の悪化が懸念されることから、「新居浜市公共施設白書」等に基づき、施設総量削減に向け、広く市民の理解を得たうえで、統廃合（再配置）計画の策定について検討します。

2) 市営住宅

公営住宅の建替えに際しては、高齢化の進展や、多様な生活様式に応じた住宅供給の整備方針に基づき、車椅子対応やエレベーターの設置など誰もが生活しやすいバリアフリー*住宅の供給を進めます。また、既設住宅の維持・改善と適切な活用を図るため、点検の強化及び早期の管理、修繕による更新コストの削減を目的とする「新居浜市公営住宅等長寿命化計画*」に基づき、予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進します。

周辺環境についても道路整備や緑化、バリアフリー*等を総合的に行い、生活者のニーズに対応した、誰もが暮らしやすい良好な居住環境を備えた住宅地の供給を促進します。

県営住宅等についても、同様に良好な住環境の形成を関係機関に働きかけていきます。

3) 教育・文化施設等

①公共施設の連携

少子化が進む中で、小・中学校等で発生する余裕教室の有効利用を図るため、保健・福祉施設、文化施設、集会所としての利用を検討します。

②高度情報化社会に対応した学習環境の整備

高度情報化社会に対応し、学校のコンピュータールームの充実やＩＣＴ機器の整備等により学習環境の整備を推進します。

4) 墓園・斎場

①墓園

市営墓地の適切な維持・管理に努めます。

②斎場・火葬場

斎場・火葬場の適切な維持・管理に努めます。